

令和7年度喀痰吸引等研修（基本研修及び実地研修） 第1号研修・第2号研修 実施要項

1 目的

国民の平均寿命が延びる中、要介護度が高く、恒常的に喀痰吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とするケースが増えています。

介護保険制度の設計上、特養は原則として要介護3以上の高齢者を対象とするため、利用者の医療依存度の高まりと制度的な要請を背景に、医療的ケアの対応力強化が急務となっております。

平成24年度から施行された介護職員等によるたんの吸引等の制度化に伴い、特別養護老人ホーム等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とします。

2 実施主体

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会

3 受講対象者

- (1) 特別養護老人ホーム等に勤務する介護職員等で、所属長の推薦を受けている者
 - (2) 本研修のすべてのカリキュラムを受講できる者
 - (3) 所属施設が「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」登録済みまたは登録予定であること
 - (4) 所属施設又は同法人内の施設において、実地研修の実施が可能なこと
- （※実地研修を行う施設は当協議会と委託契約が必要です）

4 研修内容

○基本研修 ※カリキュラムの詳細は「喀痰吸引等研修基本研修（講義）カリキュラム」をご参照ください

講 義 (8日間/50時間)	会 場	日 程
	オンライン（7日間） 各施設等	令和7年7月28日（月）、29日（火）、8月5日（火）、 8月6日（水）、8日（金）、18日（月）、19日（火）
	集合（1日間） 東北文教大学	令和7年8月27日（水） ※救急蘇生法演習・筆記試験あり
演 習 (2日間)	会 場	日 程
	集合（2日間） 東北文教大学	① 令和7年9月13日（土）・14日（日）
		② 令和7年10月4日（土）・5日（日）

※演習に関して、定員40名を2グループに分け、各2日間で実施します。

※受講者数が少ない場合は、①の日程のみで開催します。

○実地研修 ※基本研修修了後～下記の行為の実施終了まで

会 場	受講者所属の各施設
第1号研修	各施設において、すべての喀痰吸引等行為を実施
第2号研修	各施設において、対象となる喀痰吸引等の各行為を実施

5 申込み方法

研修管理システムからお申し込み下さい。URL:<https://www.roushikyo-kensyu.jp/yamagata2/>

※昨年度とは研修管理システムのURLが変更になっております。上記の新しいURLからお申し込みをお願いします。

申込締切：令和7年6月10日（火） 必着

※本研修の申込みに関わる個人情報につきましては、個人情報保護等の規定に則り適正な管理を行い、本研修実施に関する業務以外に使用しません。

6 募集定員 40名（申込みが20人に満たない場合は中止）

7 料金

受講料 基本研修 88,000円／1名（税込み、実地研修損害保険費用等含む）

実地研修 15,400円／1行為（税込み）

※本研修ではテキストを使用します。各自で事前準備をしてください。

使用するテキスト 「新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」

中央法規出版 2,420円（税込み）

※受講料のお支払い方法（振込方法等）は受講が決定した際にご連絡します。

※振り込まれた受講料については、いかなる理由によるものでも返金いたしませんので、ご了承ください。

8 受講者の決定

申込書を審査のうえ、受講の可否について、6月中旬を目途にメールで連絡します。

なお、申込み多数の場合、次の優先事項を考慮し、選考を行うものとします。

〔優先事項〕

- ・たんの吸引及び経管栄養を必要とする利用者の多い施設
- ・実地研修で指導予定の指導看護師の人数

9 修了認定について

(1) 基本研修（講義）の修了評価

すべての講義を受講し、筆記試験により、総正解率が9割以上のものを合格と認定します。

なお、不合格の場合は再試験を行います。別途費用（5,500円）が発生し、日程については、後日調整します。

(2) 基本研修（演習）の修了評価

基本研修（演習）で使用する評価票の全ての項目について、演習指導講師により、「基本研修（演習）評価基準」で示す手順どおりに実施できていると評価した場合に修了とします。

(3) 実地研修の修了評価

指導看護師の指導の下、該当する行為の実地研修評価票のすべての項目について、定められた回数以上を実施し、手順どおりに実施できていると認められた場合に修了とします。

＊演習・実地研修の評価については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法」に基づき実施

10 受講環境

- (1) オンラインの講義は全てZoomを利用して行いますので、下記の要件を満たしていることを確認すること
 - ① オンライン受講（Zoom）のための安定したインターネット環境
 - ② 受講者1名につき1台のパソコンまたはタブレット（スマートフォンは不可）、WEBカメラ（カメラ付き端末で受講の場合は不要）、ヘッドセットまたはマイク付きイヤホン（音声聞き取りづらい場合）
 - ③ 講義に集中できる静かな環境

11 その他注意事項

- (1) 実地研修は、原則として基本研修修了後から1年以内に終了するように研修計画を提出し、終了後は、当協議会あてに実地研修実施報告書を提出すること。
ただし、研修協力者の退所等による受講申込み後に生じたやむを得ない理由により、期限内に研修を終了することができない場合は、当協議会まで相談すること。
- (2) オンライン受講時、Zoomの接続不良等により受講ができなかった場合は、欠席扱いとします。
- (3) 受講決定後の受講者の変更については原則として認めません。
- (4) 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、受講決定や修了を取り消す場合があります。
- (5) 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行う為に必要な知識及び技術に関する研修を修了した者は、受講決定後、その修了証の提出により基本演習・実地研修の「口腔内の喀痰吸引」を免除します。
- (6) 遅刻、早退、欠席は原則不可とします。ただし、基本研修（講義部分）において、やむを得ない理由による遅刻、早退、欠席については、未受講時間が、規定時間（50時間）の1割を超えない場合、該当する科目について、研修8日目の前々日まで補講ができるものとし、補講の内容・実施方法については講師と相談のうえ、科目に応じた内容で実施します。
- (7) 研修中に講師や他の受講生に迷惑をかける等、研修の妨げになる行為、受講態度が不良と認められる、または、レポート等の内容に不足がある場合など、研修の受講および習得状況が充分ではないと判断される時は、修了を認めないことがあります。
- (8) 災害等やむを得ない状況が生じた場合は、研修日程を変更することがありますので、当会ホームページをご覧ください。

<申込・お問合せ先>

一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局

〒990-0021 山形市小白川町 2-3-31（山形県総合社会福祉センター内）

TEL：023-623-2650 / FAX：023-616-5570 Mail：assist@scws.yamagata.jp